

第3節 映画

映画に著作物を利用する場合及び著作物を上映する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

1 録音

(1) 著作物を映画に利用する場合、著作物1曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別	利用時間	5分まで	5分を超え 10分まで	10分を超え 20分まで
	一般娯楽		50,000円	75,000円
その他		20,000円	30,000円	40,000円

ただし、利用時間が1分までの場合は、「5分まで」の場合の額の1/4を使用料とする。

また、利用時間が20分を超える場合の使用料は、10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「5分まで」の場合の額の1/2を加算した額とする。

(2) 著作物を「イベント収録」（イベントにおいて利用される著作物を、イベントとともに収録するもの）に利用する場合、著作物1曲の使用料は、下表の額とする。

映画類別	利用時間	5分まで	5分を超え 10分まで	10分を超え 20分まで
	イベント 収録	演奏会	70,000円	105,000円
演奏会以外		50,000円	75,000円	100,000円

ただし、利用時間が1分までの場合は、「5分まで」の場合の額の1/4を使用料とする。

また、利用時間が20分を超える場合の使用料は、10分までを増すごとに、「10分を超え20分まで」の場合の使用料に、「5分まで」の場合の額の1/2を加算した額とする。

2 上 映

- (1) 映画の上映使用料は、(2)又は(3)による場合のほかは、映画1本上映1回について下表のとおりとする。

定員数	類別		一般娯楽	その他
	入場料			
500名未満	150円未満		400円	120円
	300円未満		600円	180円
	300円以上		800円	240円
1,000名未満	150円未満		600円	180円
	300円未満		800円	240円
	300円以上		1,200円	360円
1,500名未満	150円未満		800円	240円
	300円未満		1,200円	360円
	300円以上		1,600円	480円
1,500名以上	150円未満		1,200円	360円
	300円未満		1,600円	480円
	300円以上		2,000円	600円

なお、当分の間、映画類別が「イベント収録」のものについては「一般娯楽」の額とする。また、平成25年12月31日まで実施されていた規定において「劇映画」であったものは「一般娯楽」の額、「文化映画」であったものは「その他」の額、「ニュース映画」であったものは「その他」の額の1/3の額とする。

- (2) 上映者が年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の1上映場所あたりの使用料
包括的利用許諾契約の期間内の各月について、次の①又は②により算定した額を、当該月の月額使用料とする。

- ① 当該月に上映した全ての映画について、収録楽曲情報及び当該月における入場者数の報告がある場合

当該月に上映した全ての映画（当該上映場所における上映につき本規定(3)①又は②の契約に基づく上映使用料が支払われるものを除く。）の作品別月額使用料（次の算式により算出する使用料をいう。）を合算した額とする。

当該映画作品の当該月における入場者数×当該映画作品の平均入場料×2%×当該映画作品の音楽占有率係数

- ② ①によらない場合

次の算式により算出した額とする。

当該月における総入場者数×当該月に上映した全ての映画の平均入場料の平均額×2%

(3) 製作者、配給業者又は利用者団体が契約を締結する場合の使用料

- ① 製作者又は配給業者が映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき録音使用料の20/100とする。
- ② 映画上映の利用者団体が、自らの構成員である映画上映者のために、映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料は、本規定の範囲内において、当該利用者団体と協議して定めるものとする。

(映画の備考)

(用語の定義)

① 映画

本規定の「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいう。

② 一般娯楽

本規定の「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問わない。これに該当しない場合は「その他」とする。

③ イベント収録

本規定の「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該催物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分する。

④ 上映

本規定の「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送の伝達を含まない。

⑤ 2 上映(1)の「入場料」とは、大人の普通入場料金（消費税額を含まないもの。全席指定席の場合は、その最低料金とする。）をいう。

⑥ 本規定の「収録楽曲情報」とは、上映する映画に収録された全ての著作物に係る著作権者を特定するに足る情報及びそれらの著作物の利用態様に係る情報をいう。

⑦ 本規定の「入場者数」とは、入場料の等級にかかわらず、映画を鑑賞するために入場した人の実数をいう。

⑧ 本規定の「平均入場料」とは、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める額とする。

- ア 総入場者数及び入場料総額を証憑に基づき算出することができる場合 入場者
1人あたりの入場料の平均額（この平均額が500円を下回る場合は、500円）
- イ アに規定する場合以外の場合 1,200円

(音楽占有率係数)

- ⑨ 本規定の「音楽占有率係数」は、各映画作品の本編の上映時間に占める収録著作物の総利用時間の割合に基づき、下表に定める係数をいう。ただし、映画類別が「イベント収録（演奏会）」に該当するものについては、1.0とする。

本編の上映時間に占める収録 楽曲の総利用時間の割合	音楽占有率係数
90%超	1.0
70%を超え90%まで	0.9
50%を超え70%まで	0.7
30%を超え50%まで	0.5
30%まで	0.3

(使用料計算の特例)

- ⑩ 本規定の録音使用料には依頼料又は書き下ろし料金を含まない。
- ⑪ 外国の音楽著作物の録音使用料について、委託者が使用料の額を指定したときは、本節の規定にかかわらず、その額とする。
- ⑫ 2上映(1)の規定の適用にあたり、入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、定員数「500名未満」の区分においては、「150円未満」の額の1/2を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分における「150円未満」の額を、それぞれ加算して得た額とする。
- ⑬ 2上映(1)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とする。
- ⑭ 2上映(2)の適用にあたり、同じ上映者が行う同一施設内の複数の上映場所における上映の月額使用料は、合算して算出することができる。
- ⑮ 2上映(3)①の規定の適用にあたり、外国映画又は映画の備考⑩が適用される楽曲など、本規定1録音の適用を受けない楽曲を上映に利用する場合は、同規定の「録音使用料」は、1録音の規定の範囲内で定める。

(本規定により難しい場合の使用料)

- ⑩ 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。